

第24期第9回農業委員会総会

◇日時 令和3年3月15日(月)午後2時00分

◇場所 昭島市役所301会議室

◇出席委員 1番 谷部英治 2番 鈴木 実 3番 小町江津子 4番 石川光雄  
5番 坂本 陽 6番 細井洋治 7番 高垣明枝 8番 篠 吉和  
9番 指田貞芳 10番 木野篤志 11番 宮崎邦康 12番 清水幸治  
13番 野島喜博

◇欠席委員 なし

◇議事録署名委員 6番 細井洋治 7番 高垣明枝

◇事務局 薬袋事務局長 飯島農政係長 書記 小林

◇会議に付した事項 議案第1号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について  
議案第2号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について  
議案第3号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について  
議案第4号 都市農地貸借円滑化法による貸借について  
報告第1号 農地法第3条の規定による届出について(専決)  
報告第2号 農地法第4条の規定による届出について(専決)  
報告第3号 農地法第5条の規定による届出について(専決)

議長 皆様こんにちは。お忙しいところご出席いただき、ありがとうございます。  
さて、緊急事態宣言発令中により、2月に予定されていた北多摩地区農業委員会  
連合会優秀農業経営者表彰式が中止となってしまいました。そのため、先月の総  
会終了後、私と職務代理と事務局で受賞された伊藤正人様のお宅へお伺いし、表  
彰状と親睦会からの賞状用の額をお渡しさせていただきました。  
また、同じく中止となりました東京都農業委員・農業者大会につきましては、代  
わりに受賞者の記念撮影会が行われ、受賞された鈴木敦司様と小町僖一様にご出  
席いただきました。私も出席させていただきました。現地で親睦会からの賞状用  
の額をお渡しさせていただきましたことを併せてご報告いたします。  
新型コロナウイルスの脅威はまだ続いておりますので、引き続き健康には充分留  
意していただき、農業委員会の活動に取り組んでいただきたいと思いますので、  
よろしく願いいたします。  
それでは、只今から、第9回農業委員会総会を開催します。  
本日の議事録署名委員の指名を致します。本日の議事録署名委員は  
6番 細井委員 7番 高垣委員 を指名します。

議長 これより本日の議事に入ります。  
本日の総会議案は、  
議案第1号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について (1件)  
議案第2号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について (1件)  
試案第3号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について (3件)  
議案第4号 都市農地貸借円滑化法による貸借について (1件)  
報告第1号 農地法第3条の規定による届出について(専決) (1件)

報告第2号 農地法第4条の規定による届出について (専決) (2件)  
報告第3号 農地法第5条の規定による届出について (専決) (2件)

議長 それでは、議案第1号 番号1 相続税の納税猶予に関する適格者証明について上程いたします。事務局より提案説明願います。

事務局長 はい、事務局。議案第1号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について 上記の議案を次の通り提出する。令和3年3月15日 提出者昭島市農業委員会会長 谷部英治 番号1 所在 ■■■■ 地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積1,963㎡ 被相続人は、■■■■ ■■■■ 相続人は、■■■■ ■■■■ 相続開始年月日は、令和2年8月12日 被相続人との続柄は、養子でございます。以上宜しくご審議のほど、賜りますようお願い致します。

議長 続きまして、当該農地の耕作状況について説明願います。地区委員の6番 細井委員説明願います。

6番委員 はい、説明致します。  
番号1 申請者名及び土地の所在は、事務局から説明があったとおりです。主な耕作者は、申請者です。調査年月日は、令和3年3月5日 立会い者は、申請者、会長、職務代理、B班(野島委員、宮崎委員、小町委員、篠委員)です。土地の案内につきましては、■■■■交差点より北へ約220m進んで左折し、約150m進んで左折し、約70m進んだ左側の農地です。農地の状況ですが、農地全面に藤九郎という品種のイチョウ49本が植栽され、その他は良く耕耘されておりました。申請人、同居の親族も耕作しています。農地として認められない部分は、ありません。春と夏は、剪定と除草。秋は、収穫。冬は、除草です。出荷状況は、■■■■、■■■■、■■■■です。納税猶予制度の説明は、致しました。指摘事項は、特にありません。  
以上です。

議長 以上、説明が終わりました。これより質疑を行います。質問等ありますか。

委員一同 ありません。

議長 質疑がないものと認めます。おはかりいたします。本件については、ご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 ご異議ないものと認め、本件については、申請人に相続税の納税猶予に関する適格者証明書を交付します。

議長 次に、議案第2号 番号1 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について上程いたします。事務局より提案説明願います。

事務局長 はい、事務局。議案第2号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について 上記の議案を次の通り提出する。令和3年3月15日 提出者昭島市農業委員会会長 谷部英治 番号1-1 所在 ■■■■ 地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積985㎡ 番号1-2 所在 ■■■■ 地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積885㎡ 同じく地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積796㎡ 面積合計2,666㎡ 申請人は、■■■■ ■■■■ 引き続き農業経営を行っている期間につきまし

ては、平成30年2月1日から令和3年2月26日までとなっております。備考につきましては、平成5年11月17日付相続税納税猶予適格者証明を発行しております。以上宜しくご審議のほど、賜りますようお願い致します。

議長

続きまして、当該農地の耕作状況について説明願います。  
地区委員の9番 指田委員説明願います。

9番委員

はい、説明致します。

番号1-1 申請者名及び土地の所在は、事務局から説明があったとおりです。主な耕作者は、申請者です。調査年月日は、令和3年3月5日 立会いは、申請者、申請者の妻及び娘、会長、職務代理、B班です。過去3年間の労働日数は各年間200日。土地の案内につきましては、■■■■交差点から西へ約60m進んでY字路を右に進み、約150m進んで左折し、約35m進んだ左側の農地です。農地の状況ですが、ネギ、キウイ棚、梅4本が作付け及び植栽されているほか、小型ビニールハウス、農機具用の資材置場が設置されておりました。申請人、同居の親族も耕作しています。農地として認められない部分は、ありません。年間の作付け状況は、春は、レタス、梅。夏は、トマト、キュウリ、ゴーヤ、ピーマン、オクラ、モロヘイヤ。秋は、サツマイモ、ネギ、キウイ。冬は、ネギです。出荷状況は、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■です。納税猶予制度の説明は、致しました。指摘事項は、剪定枝の処分を依頼しました。

番号1-2 申請者名及び土地の所在は、事務局から説明があったとおりです。主な耕作者は、申請者です。調査年月日は、令和3年3月5日 立会いは、申請者、申請者の妻及び娘、会長、職務代理、B班です。過去3年間の労働日数は各年間200日。土地の案内につきましては、■■■■から東へ約170m進んで左折し、約290m進んで左折し、約50m進んでY字路を右折し、約75m進んだ右側の農地です。農地の状況ですが、地番■■■■にはレモン25本、プルーン25本、スモモ15本、へベス34本、イチジク4本が植栽されておりました。地番■■■■にはキンカン20本、レモン15本、カキ12本が植栽されておりました。申請人、同居の親族も耕作しています。農地として認められない部分は、ありません。年間の作付け状況は、春は、除草、肥料の散布。夏は、除草、耕耘。秋は、除草。冬は、剪定です。出荷状況は、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■です。納税猶予制度の説明は、致しました。指摘事項は、剪定枝の処分を依頼しました。

以上です。

議長

以上、説明が終わりました。これより質疑を行います。  
質問等ありますか。

委員一同

ありません。

議長

質疑がないものと認めます。おはかりいたします。本件については、ご異議ございませんか。

委員一同

異議なし。

議長

ご異議ないものと認め、本件については、申請人に引き続き農業経営を行っている旨の証明書を交付します。

議長

次に、議案第3号 番号1 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について、上程致します。事務局より提案説明を願います。

事務局長 はい、事務局。議案第3号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について 上記の議案を次のとおり提出する。令和3年3月15日 提出者 昭島市農業委員会会長 谷部英治 番号1 所在 ■■■■ 地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積512㎡ 申請者につきましては、■■■■ ■■■■ 買い取り申請事由の生じた者につきましては、■■■■ ■■■■ 申出事由につきましては、令和2年10月10日 ■■■■氏 死亡のため 以上宜しくご審議のほど、賜りますようお願い致します。

議長 続きまして、当該農地の耕作状況について、説明願います。地区委員の9番 指田委員説明願います。

9番委員 はい、説明致します。申請者名及び土地の所在は、事務局から説明があったとおりです。調査年月日は、令和3年3月5日です。土地の案内ですが、■■■■交差点より北に約60m進んで右折し、約75m進んで左折し、約60m進んだ左側の農地です。農地の状況ですが、農地の北西に大根が一部作付されており、残りの部分は耕耘されておりました。農地と認められない部分はありません。指摘事項は、特にありません。以上です。

議長 以上、説明が終わりました。これより質疑を行います。質問等ありますか。

委員一同 ありません。

議長 質疑がないものと認めます。おはかりいたします。本件については、ご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 ご異議ないものと認め、本件については、申請人に生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書を交付します。

議長 次に、議案第3号 番号2 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について、上程致します。事務局より提案説明を願います。

事務局長 はい、事務局。議案第3号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について 上記の議案を次のとおり提出する。令和3年3月15日 提出者 昭島市農業委員会会長 谷部英治 番号2 所在 ■■■■ 地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積232㎡ 申請者につきましては、■■■■ ■■■■ 買い取り申請事由の生じた者につきましては、■■■■ ■■■■ 申出事由につきましては、令和2年9月18日 ■■■■氏 死亡のため 以上宜しくご審議のほど、賜りますようお願い致します。

議長 続きまして、当該農地の耕作状況について、説明願います。地区委員の8番 篠委員説明願います。

8番委員 はい、説明致します。申請者名及び土地の所在は、事務局から説明があったとおりです。調査年月日は、令和3年3月5日です。土地の案内ですが、■■■■踏切より北へ約170m進んだ右側の農地です。農地の状況ですが、ブロッコリー11作が作付されており、その他は良く耕耘されておりました。農地と認められない部分はありません。指

摘事項は、特にありません。  
以上です。

議 長 以上、説明が終わりました。これより質疑を行います。  
質問等ありますか。

委員一同 ありません。

議 長 質疑がないものと認めます。おはかりいたします。本件については、ご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 ご異議ないものと認め、本件については、申請人に生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書を交付します。

議 長 次に、議案第3号 番号3 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について、上程致します。事務局より提案説明を願います。

事務局長 はい、事務局。議案第3号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について 上記の議案を次のとおり提出する。 令和3年3月15日 提出者 昭島市農業委員会会長 谷部英治 番号3 所在 ■■■■ 地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積557㎡ 申請者につきましては、■■■■ ■■■■ 買い取り申請事由の生じた者につきましては、■■■■ ■■■■ 申出事由につきましては、令和2年9月18日 ■■■■氏 死亡のため 以上宜しくご審議のほど、賜りますようお願い致します。

議 長 続きまして、当該農地の耕作状況について、説明願います。  
地区委員の8番 篠委員説明願います。

8番委員 はい、説明致します。  
申請者名及び土地の所在は、事務局から説明があったとおりです。調査年月日は、令和3年3月5日です。土地の案内ですが、■■■■踏切より北へ約180m進んだ右側の農地です。農地の状況ですが、キャベツ9作が作付されており、その他は良く耕耘されておりました。農地と認められない部分はありません。指摘事項は、特にありません。  
以上です。

議 長 以上、説明が終わりました。これより質疑を行います。  
質問等ありますか。

委員一同 ありません。

議 長 質疑がないものと認めます。おはかりいたします。本件については、ご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 ご異議ないものと認め、本件については、申請人に生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書を交付します。

議 長 次に、議案第4号 番号1 都市農地貸借円滑化法による貸借について、上程いたします。本件は、■■■■委員本人の議案でありますので、昭島市農業委員会会議規則第10条（議事参与の制限「委員会の委員は、自己または、同居の親族もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」）に基づき退席いたします。暫時休憩いたします。（■■■■委員退室）

議 長 再開します。事務局より提案説明を願います。

事務局長 はい、事務局。議案第4号 都市農地貸借円滑化法による貸借について 上記の議案を次のとおり提出する。令和3年3月15日 提出者昭島市農業委員会会長 谷部英治 番号1 所在 ■■■■ 地番■■■■ 登記簿畑 現況田 面積353㎡ 同じく地番■■■■ 登記簿畑 現況田 面積598㎡ 同じく地番■■■■ 登記簿畑 現況田 面積181㎡ 面積合計1,132㎡ 貸付人につきましては、■■■■ 借受人につきましては、■■■■ 契約期間につきましては、2021年3月25日から2026年3月24日までの5年間となっております。種類につきましては、使用貸借です。以上宜しくご審議のほど、賜りますようお願い致します。

農政係長 はい、事務局。続いて貸借の内容についてご説明いたします。別紙、まず都市農地における耕作の事業内容についてです。事業内容としましては、イ-生産した農産物の5割以上を昭島市内で販売する営農計画であります。次に、所有者の事業についてです。当該生産緑地の所有者である貸付人の協力を得て、周辺住民の生活環境と調和した農業経営を行っていきます。具体的には、農薬散布、農作業等への配慮（作業時間帯）及び耕土の流出の抑制（土埃）を行っていきます。借受人が周辺住民等の生活環境と調和した耕作を継続していくため、貸付人は年間15日以上従事するとの計画が出ております。事業内容につきましては、（1）栽培する作物についての技術指導及び相談を行うこと。（2）周辺環境との調和をはかるための農地の見回り及び周辺住民等からの相談対応を行うこと。（3）その他、本生産緑地に付随する事項への助言及び協力等を行うこととなっております。

次に、申請者が行う耕作の事業に必要な農作業への従事状況についてです。この農地につきましては、年間150日従事することとなっております。

次に、申請者の機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等の状況についてです。現在の作付作物、作物別の作付面積は、米887㎡、露地野菜2,281㎡です。農機具の所有状況は、トラクター1台、普通トラック1台、油圧ショベル1台、耕運機1台、田植え機1台、コンバイン1台、乾燥機1台所有しています。農作業に従事する者といたしましては、農作業歴30年の借受人となっております。

以上です。

議 長 続きまして、当該農地の貸借の内容について説明願います。地区委員の6番 細井委員説明願います。

6番委員 はい、説明致します。番号1 貸付人、借受人、土地の所在、契約内容につきましては、事務局より説明があったとおりです。調査年月日は、令和3年3月5日 土地の案内につきましては、■■■■交差点より南へ約330m進んでY字路を右折し、約510m進んだ左側の農地です。農地の状況ですが、田んぼ地になっており、東側に植木10本が植栽されておりました。南側の用水際には鉄パイプと丸太が置いてありました。貸付人の従事内容につきましては、事務局より説明があったとおりです。借受人の事業内容につきましては、うるち米を作付けして、約250キログラムを収穫する予定です。指摘事項は、借受人が事業をできるように植木10本の移植と鉄パイプ

及び丸太の移動を依頼しました。植木については、令和3年5月頃までに移植、鉄パイプと丸太については、令和3年5月までか、米の収穫後である10月以降に移動するとのことでした。  
以上です。

議長 以上説明が終わりました。これより質疑を行います。  
質問等ありますか。

委員一同 ありません。

議長 質疑がないものと認めます。おはかりいたします。本件については、ご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 ご異議のないものと認め、本件については、申請人に都市農地貸借円滑化法による貸借の計画決定をいたします。議案第4号 番号1の審議が終了いたしましたので、■■■■委員の入室を願います。暫時休憩いたします。（■■■■委員入室）

議長 再開します。本件については、ご異議のないものと認められたことを報告します。

議長 次に、報告第1号 番号1 農地法第3条の規定による届出について、事務局より専決した内容の説明を願います。

事務局長 はい、事務局。報告第1号 農地法第3条の規定による届出について（専決）  
番号1 所在 ■■■■ 地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積1,963㎡ 届出人は■■■■ ■■■■ 届出事由は、相続 令和2年8月12日 ■■■■氏死亡のためでございます。  
以上、宜しくお願い致します。

議長 続きまして、当該農地の利用状況について説明願います。  
地区委員の6番 細井委員説明願います。

6番委員 はい、説明致します。  
番号1 申請者名及び土地の所在は、事務局から説明があったとおりです。調査年月日 令和3年3月5日 土地の案内につきましては、■■■■交差点より北へ約220m進んで左折し、約150m進んで左折し、約70m進んだ左側の農地です。農地全面に藤九郎という品種のイチヨウ49本が植栽され、その他は良く耕耘されておりました。周囲の状況ですが、東は、畑。南は、線路。西は、農道。北は、道路です。その他は、特にありません。以上でございます。

議長 以上、説明が終わりました。農地法第3条の届出による専決処分については、報告どおり了承願います。

議長 次に、報告第2号 番号1 農地法第4条の規定による届出について、事務局より専決した内容の説明を願います。

事務局長 はい、事務局。報告第2号 農地法第4条の規定による届出について（専決）  
番号1 所在 ■■■■ 地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積100㎡ 同じく地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積372㎡ 面積合計472㎡ 届出人は、■■

■■ ■■■■ 転用目的は、駐車場でございます。  
以上、宜しくお願い致します。

議長 続きまして、当該農地の利用状況について説明願います。  
地区委員の5番 坂本委員説明願います。

5番委員 はい、説明致します。  
番号2 申請者名及び土地の所在は、事務局から説明があったとおりです。調査年月日は、令和3年3月10日 土地の案内につきましては、■■■■交差点から東へ約150m進んで右折し、約30m進んだ左側の用水路を挟んだ土地です。農地の状況は、畑として適切に管理されています。北側は土砂流出防止のための茶が植栽されており、西側は防薬防風ネットで使用されていたと思われるパイプが9本設置されていました。周囲の状況は、東は、道路。南は、畑。西は、用水路。北は、用水路です。転用事業の関連する特記事項は特にありません。  
以上です。

議長 以上、説明が終わりました。農地法第4条の届出による専決処分については、報告どおり了承願います。

議長 次に、報告第2号 番号2 農地法第4条の規定による届出について、事務局より専決した内容の説明を願います。

事務局長 はい、事務局。報告第2号 農地法第4条の規定による届出について（専決）番号2 所在 ■■■■ 地番■■■■ 登記簿畑 現況宅地 面積99㎡ 届出人は、■■■■ ■■■■ 転用目的は、住宅建設でございます。  
以上、宜しくお願い致します。

議長 続きまして、当該農地の利用状況について説明願います。  
地区委員の9番 指田委員説明願います。

9番委員 はい、説明致します。  
番号1 申請者名及び土地の所在は、事務局から説明があったとおりです。調査年月日は、令和3年3月9日 土地の案内につきましては、■■■■交差点より北東へ約90m進んで左折し、約270m進んで左折し、約75m進んだ右側の土地です。農地の状況は、隣地で住宅解体工事中であり、その廃材等が置かれておりました。周囲の状況は、東は、道路。南は、住宅。西は、住宅。北は、住宅です。転用事業の関連する特記事項は特にありません。  
以上です。

議長 以上、説明が終わりました。農地法第4条の届出による専決処分については、報告どおり了承願います。

議長 次に、報告第3号 番号1 農地法第5条の規定による届出について事務局より専決した内容の説明を願います。

事務局長 はい、事務局。報告第3号 農地法第5条の規定による届出について（専決）番号1 所在 ■■■■ 地番■■■■ 登記簿畑 現況雑種地 面積297㎡ 譲受人は、■■■■ 譲渡人は、■■■■ 持分1/2 ■■■■ ■■■■ 持分3/12 ■■■■ ■■■■ 持分1/12 ■■■■ ■■■■ 持分1/12 ■■■■ ■■■■ 持分1/12 転用目的は、所有権移転で事務所兼住宅でございます。



以上、宜しくお願いします。

議長 続きまして、当該農地の利用状況について説明願います。  
8番 篠委員説明願います。

8番委員 はい。説明致します。  
番号1 申請者名及び土地の所在は、事務局から説明のあったとおりです。調査年月日は、令和3年3月6日 土地の案内につきましては、■■■■踏切を北へ約220m進んだ右側の土地です。農地の状況ですが、砂利が敷設され、周囲を鉄パイプによる柵で囲まれた状態の空き地でした。周囲の状況ですが、東は、道路。南は、住宅と駐車場。西は、道路。北は、道路です。転用事業に関連する特記事項は特にありません。  
以上です。

議長 以上、説明が終わりました。農地法第5条の届出による専決処分については、報告どおり了承願います。

議長 次に、報告第3号 番号2 農地法第5条の規定による届出について事務局より専決した内容の説明を願います。

事務局長 はい、事務局。報告第3号 農地法第5条の規定による届出について（専決）番号2 所在 ■■■■ 地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積349㎡ 譲受人は、■■■■ ■■■■ 譲渡人は、■■■■ ■■■■ 持分1/2 ■■■■ ■■■■ 持分1/2 転用目的は、所有権移転で分譲住宅でございます。  
以上、宜しくお願いします。

議長 続きまして、当該農地の利用状況について説明願います。  
9番 指田委員説明願います。

9番委員 はい。説明致します。  
番号2 申請者名及び土地の所在は、事務局から説明のあったとおりです。調査年月日は、令和3年3月9日 土地の案内につきましては、■■■■交差点を西へ約100m進んで左折し、約30m進んだ右側の土地です。農地の状況ですが、道路側1/3が4台分の砂利敷の駐車場となっており、その横には資材入れ用の小型物置がありました。その他は雑草が生えておりました。周囲の状況ですが、東は、道路。南は、住宅。西は、住宅。北は、住宅です。転用事業に関連する特記事項は特にありません。  
以上です。

議長 以上、説明が終わりました。農地法第5条の届出による専決処分については、報告どおり了承願います。

議長 以上をもちまして、農業委員会総会を終了とさせていただきます。

議事録署名者		印
議長		
委員		
委員		